

漁港法(昭和二十五年法律第百三十七号)及び漁港法施行令(昭和二十五年政令第二百三十九号)を実施するため、漁港法施行規則を次のように定める。

漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則

(平一四農水令三五・令五農水令六四・改称)

(漁港の区域の報告)

第一条 漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和二十五年法律第百三十七号。以下「法」という。)第六条第七項の規定に基づき漁港の区域の指定又は変更の報告をしようとする場合には、次に掲げる事項を記載した報告書を農林水産大臣に提出しなければならない。

- 一 報告者の名称
- 二 区域を定め、又は変更した漁港(以下この条において「新漁港」という。)の名称、種類及び所在地
- 三 新漁港の区域(区域を変更した場合にあつては、変更前の区域及び変更後の区域。次項において同じ。)
- 四 法第六条第一項、第二項又は第五項の規定による関係地方公共団体の意見
- 五 新漁港の区域と河川法(昭和三十一年法律第百六十七号)第三条第一項に規定する河川の河川区域又は海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第三条の規定により指定される海岸保全区域との関係

2 前項の報告書には、新漁港の区域を示す図面及び当該漁港の区域の設定又は変更に関し参考となる資料を添付するものとする。

(平一三農水令三二・追加、平一四農水令三五・平二三農水令二九・令五農水令六四・一部改正)

(特定漁港漁場整備事業の要件)

第二条 法第十七条第一項の農林水産省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 計画事業費が一事業につき二十億円を超えるものであること。
- 二 漁港の整備を含む事業にあつては、当該漁港を利用する漁船の隻数等が相当程度見込まれるものであること。

(平一四農水令三五・追加、令五農水令六四・旧第一条の二繰下)

(特定漁港漁場整備事業計画の届出)

第三条 法第十七条第一項の規定による届出は、特定漁港漁場整備事業計画書(別記第一号様式)を農林水産大臣に提出してしなければならない。

(昭三二農令五二・昭三五農令一二・昭五三農令四九・平一二農水令五・一部改正、平一三農水令三二・旧第一条繰下・一部改正、平一四農水令三五・旧第一条の二繰下・一部改正、令五農水令六四・旧第一条の三繰下)

(特定漁港漁場整備事業計画の記載事項)

第四条 法第十七条第二項(法第十八条第三項、第十九条第三項及び第十九条の三第三項において準用する場合を含む。))の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 環境との調和に関する事項
- 二 他の水産業に関する施設との関係に関する事項

2 国が特定漁港漁場整備事業のうち法第四条第一項第二号に掲げる事業を施行する場合であつて、かつ、法第二十条第二項の規定によりその費用の一部を二以上の都道府県に負担させる場合には、特定漁港漁場整備事業計画において、当該事業に係る計画事業費及びこれに対する当該都道府県の負担の割合を明らかにするものとする。

(平一四農水令三五・追加、平一九農水令五六・一部改正、令五農水令六四・旧第一条の四繰下)

(公告の方法)

第五条 法第十七条第四項(同条第十一項、法第十八条第三項及び第六項、第十九条第三項及び第五項並びに第十九条の三第三項及び第六項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。))の規定による公告は、法第十七条第四項の規定により縦覧に供すべき書類の名称、縦覧の期間及び場所について、官報、公報その他所定の手段により行わなければならない。

(平一四農水令三五・追加、平一九農水令五六・一部改正、令五農水令六四・旧第一条の五繰下)

(特定漁港漁場整備事業計画の軽微な変更の基準)

第六条 法第十七条第十項の農林水産省令で定める基準は、次に掲げる変更以外の変更であることとする。

- 一 目的又は第四条第一項第一号に掲げる事項に係る変更
- 二 次に掲げる工事に関する事項の変更
 - イ 基本施設(外郭施設にあつては、他の防波堤により防護される水域内に設置される防波堤を除く。))の追加若しくは廃止、規模に関する大幅な変更又は配置に関する大幅な変更
 - ロ 機能施設のうち輸送施設、漁港施設用地(公共施設用地に限る。)、漁獲物の処理、保蔵、加工及び販売施設(荷さばき所、配送用作業施設、製氷、冷凍及び冷蔵施設並びに加工場に限る。)、漁港浄化施設又は廃油処理施設の追加若しくは廃止、規模に関する大幅な変更又は配置に関する大幅な変更
 - ハ 漁場の施設の追加若しくは廃止、規模に関する大幅な変更又は配置に関する大幅な変更

ニ 漁場の保全のための工事の追加若しくは廃止又は規模に関する大幅な変更

三 計画事業費が百分の二十以上増減することとなる変更

(平一四農水令三五・追加、平二三農水令二九・平二九農水令二六・平三一農水令三一・令四農水令二一・一部改正、令五農水令六四・旧第一条の六繰下・一部改正、令六農水令二一・一部改正)

(特定漁港漁場整備事業計画の変更の届出)

第七条 法第十七条第十項の規定による届出は、特定漁港漁場整備事業計画変更書(別記第二号様式)を農林水産大臣に提出してしなければならない。

(平一四農水令三五・追加、令五農水令六四・旧第一条の七繰下)

(特定漁港漁場整備事業の廃止等の場合の公表事項)

第八条 法第十七条第十二項、第十八条第九項、第十九条第七項又は第十九条の三第十項の規定により、特定漁港漁場整備事業の廃止又は廃止の要求の場合に公表しなければならないこととされる農林水産省令で定める事項は、当該事業及びその関連事業の進捗状況に関する事項、事業実施済み箇所の機能の発揮に関する事項、廃止したことによる影響に関する事項並びに今後の課題と対応に関する事項とする。

2 法第十七条第十二項、第十八条第九項、第十九条第七項又は第十九条の三第十項の規定により、特定漁港漁場整備事業の施行の停止又は施行の停止の要求の場合に公表しなければならないこととされる農林水産省令で定める事項は、当該事業及びその関連事業の進捗状況に関する事項、事業実施済み箇所の機能の発揮に関する事項、停止したことによる影響に関する事項、今後の課題と対応に関する事項並びに事業の再開に関する事項とする。

(平一四農水令三五・追加、平一九農水令五六・一部改正、令五農水令六四・旧第一条の八繰下)

(特定漁港漁場整備事業の廃止等の届出)

第九条 法第十七条第十二項の規定による届出は、特定漁港漁場整備事業の廃止又は施行の停止届出書(別記第三号様式)を提出してしなければならない。

(平一四農水令三五・全改、令五農水令六四・旧第二条繰下)

(特定漁港漁場整備事業の許可申請等)

第十条 法第十八条第一項の規定に基づき特定漁港漁場整備事業の施行の許可を受けようとする場合には、申請書に特定漁港漁場整備事業計画書(別記第一号様式)を添付して農林水産大臣に提出しなければならない。

2 法第十八条第四項の規定に基づき特定漁港漁場整備事業計画の変更の許可を受けようとする場合には、申請書に特定漁港漁場整備事業計画変更書(別記第二号様式)を添付して農林水産大臣に提出しなければならない。

3 法第十八条第八項の規定に基づき特定漁港漁場整備事業の全部若しくは一部の廃止又はその施行の停止の許可を受けようとする場合には、申請書に特定漁港漁場整備事業の廃止又はその施行の停止の理由を記載した書面を添付して農林水産大臣に提出しなければならない。

(平一四農水令三五・追加、令五農水令六四・旧第三条繰下)

(特定第三種漁港に係る特定漁港漁場整備事業の施行の許可申請)

第十一条 法第十九条の三第四項の規定に基づき特定第三種漁港に係る特定漁港漁場整備事業の施行の許可を受けようとする場合には、申請書に当該特定漁港漁場整備事業に係る収支予算書を添付して農林水産大臣に提出しなければならない。

(平一四農水令三五・追加、令五農水令六四・旧第四条繰下)

(身分を示す証票)

第十二条 法第十九条の二第二項(同条第四項(法第十九条の三第六項において準用する場合を含む。))及び法第十九条の三第三項において準用する場合を含む。)、法第二十四条第二項(法第三十六条第一項において準用する場合を含む。))及び法第六十七条第三項に規定する身分を示す証票の様式は、別記第四号様式のとおりとする。

(昭三二農令五二・昭三五農令一二・一部改正、平一二農水令五・旧第六条繰上・一部改正、平一四農水令三五・旧第三条繰下・一部改正、平一九農水令五〇・一部改正、令五農水令六四・旧第五条繰下・一部改正)

(施行の許可に係る権利の譲渡の認可申請等)

第十三条 法第二十一条第一項又は第二項後段の規定に基づき認可又は許可を受けようとする場合には、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

- 一 申請者の名称及び住所
- 二 区域名
- 三 譲受者又は受託者の名称及び住所
- 四 譲渡又は委託をしようとする理由及びその内容
- 五 その他必要な事項

(昭五三農令四九・一部改正、平一二農水令五・旧第七条繰上・一部改正、平一四農水令三五・旧第四条繰下・一部改正、令五農水令六四・旧第六条繰下)

(他人の土地又は水面への立入り等の許可申請)

第十四条 法第二十四条第一項後段の規定に基づき他人の土地又は水面への立入り等の許可を受けようとする場合には、立入り等の目的、場所及び期間を記載した申請書を都道府県知事(漁港及び漁場の整備等に関する法律

行令(昭和二十五年政令第二百三十九号。以下「令」という。)第二十九条第一項の規定により市町村長が当該許可を行う場合にあっては、市町村長)に提出しなければならない。

(平一四農水令三五・追加、令五農水令六四・旧第六条の二繰下・一部改正)

(漁港管理者の決定の基準)

第十五条 法第二十五条第一項第三号の農林水産大臣が定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 第一種漁港であつてその所在地が二以上の市町村にわたるものにあつては、当該漁港の所在地の地方公共団体のうち、当該漁港の利用状況等からみて当該漁港の維持管理を最も適正に行うことができると認められるものとする。
- 二 第一種漁港以外の漁港であつてその所在地が二以上の都道府県にわたるものにあつては、当該漁港の所在地の都道府県のうち、当該漁港の利用状況等からみて当該漁港の維持管理を最も適正に行うことができると認められるものとする。

2 法第二十五条第二項の農林水産省令で定める基準は、当該漁港の所在地の地方公共団体のうち、当該漁港の利用状況等からみて当該漁港の維持管理を最も適正に行うことができると認められるものであることとする。

(平一三農水令三二・全改、令五農水令六四・旧第七条繰下)

(漁港管理者の選定の届出)

第十六条 法第二十五条第二項の規定による届出は、当該漁港の所在地の地方公共団体が共同して、次に掲げる事項を記載した届出書を提出してしなければならない。

- 一 漁港の名称
- 二 漁港管理者として選定された地方公共団体の名称及びその選定理由
- 三 その他必要な事項

(昭六〇農水令四六・追加、平一二農水令五・旧第八条の四繰上、令五農水令六四・旧第八条繰下)

(入港届又は出港届の様式)

第十七条 令第二十条第二項に規定する入港届又は出港届の様式は、別記第五号様式のとおりとする。

(平一七農水令七九・追加、令五農水令六四・旧第八条の二繰下)

(漁港台帳に記載すべき事項等)

第十八条 漁港台帳には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 漁港の名称、種類、所在地及び区域
- 二 漁港施設の種類、名称、所在地、構造及び規模又は能力
- 三 漁港施設の所有者及び管理者
- 四 漁港施設の建設又は取得の年月日
- 五 漁港施設の建設又は取得の価格
- 六 その他漁港の維持管理上必要な事項

2 漁港台帳の様式は、農林水産大臣が告示で定める。

3 漁港台帳には、農林水産大臣が告示で定める図面を添付しなければならない。

4 漁港管理者は、第一項の漁港台帳の記載事項に変更があつたときは、変更に係る事項をその都度当該漁港台帳に記載しなければならない。

(昭三一農令四七・追加、昭五三農令四九・平一二農水令五・一部改正、平一三農水令三二・旧第九条の二繰上・一部改正、令五農水令六四・旧第九条繰下)

(漁港台帳の備付け及び閲覧)

第十九条 漁港管理者は、漁港台帳をその事務所に備えて置き、関係者の請求があつた場合には、これをその閲覧に供しなければならない。

(昭三一農令四七・追加、平一三農水令三二・旧第九条の三繰下・一部改正、令五農水令六四・旧第十条繰下)

(漁港施設の処分等の許可申請)

第二十条 法第三十七条第一項の規定に基づき漁港施設の処分等の許可を受けようとする場合には、次に掲げる事項を記載した申請書を当該漁港の漁港管理者に提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
- 二 漁港施設の名称、構造、機能及び所在の場所
- 三 漁港施設の経緯
- 四 漁港施設の処分等をしようとする理由及びその内容

(昭五三農令四九・昭六〇農水令三〇・平三農水令二三・平一二農水令五・一部改正、平一三農水令三二・旧第十条繰下・一部改正、令五農水令六四・旧第十一条繰下)

(農林水産省令で定める数量)

第二十一条 法第三十七条の二第一項の農林水産省令で定める数量は、次の各号に掲げる漁港の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数量とする。

- 一 次条第一号から第三号まで、第五号及び第六号に掲げる漁港施設(その機能を確保するための護岸(その敷地を含む。))及びその敷地を含む。)を運営させる漁港 年間百トン

二 次条第四号に掲げる漁港施設(その機能を確保するための護岸(その敷地を含む。))及びその敷地を含む。)を運営させる漁港 年間零トン

(平一九農水令五六・追加、平三一農水令三一・一部改正、令五農水令六四・旧第十一条の二繰下・一部改正)

(農林水産省令で定める漁港施設)

第二十二條 法第三十七条の二第一項の農林水産省令で定める漁港施設は、次に掲げるものとする。

- 一 係留施設
- 二 輸送施設
- 三 漁船修理場
- 四 増殖及び養殖用施設
- 五 漁獲物の処理、保蔵、加工及び販売施設
- 六 漁港管理施設(船舶保管施設及び発電施設に限る。)
- 七 前各号に掲げる施設の機能を確保するための護岸
- 八 前各号に掲げる施設の敷地

(平一九農水令五六・追加、平三一農水令三一・一部改正、令五農水令六四・旧第十一条の三繰下・一部改正)

(漁港管理者の認定に係る申請手続)

第二十三條 法第三十七条の二第一項の規定により漁港管理者の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書(別記第六号様式)を提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名又は名称
- 二 特定漁港施設の運営の事業の名称
- 三 特定漁港施設の運営の事業の内容
- 四 貸付けを受けようとする特定漁港施設の名称、規模、構造及び配置並びに貸付期間及び利用形態
- 五 特定漁港施設の運営の事業の実施が特定漁港施設の機能の高度化に特に資するものであることを明らかにするために参考となる事項
- 六 資金計画
- 七 その他必要な事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 申請者の住民票の写し又は登記事項証明書
- 二 特定漁港施設の運営の事業の実施場所を表示した縮尺二万五千分の一以上の平面図
- 三 貸付けを受けようとする特定漁港施設の配置を表示した縮尺五千分の一以上の平面図
- 四 特定漁港施設の運営の事業の実施に資する業績及び資格を明らかにする資料
- 五 特定漁港施設の運営の事業の遂行に必要な資金の調達の相手方並びに当該相手方ごとのおおむねの調達額及びその調達方法を記載した書類
- 六 その他必要な書類

(平一九農水令五六・追加、令五農水令六四・旧第十一条の四繰下・一部改正)

(事業者の基準)

第二十四條 法第三十七条の二第一項の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 特定漁港施設の運営の事業を実施するために必要な資力及び信用を有していること。
- 二 特定漁港施設の機能の高度化に関する知識及び技術を有していること。
- 三 その実施する特定漁港施設の運営の事業が、次のいずれにも該当するものであること。
 - イ 当該漁港における水産物に係る衛生管理の方法の改善、水産物の集出荷、販売その他の流通に係る業務の効率化、漁船の修理の方法の改善、増殖若しくは養殖の推進、船舶の保管の方法の改善又は効率的な電力供給による水産物の生産若しくは流通の円滑化に特に資すること。
 - ロ 当該漁港の漁港管理規程に適合すること。
 - ハ 当該漁港における漁港漁場整備事業の施行に支障を及ぼさないこと。
 - ニ 当該漁港の利用を阻害しないこと。
 - ホ ロからニに掲げるもののほか、当該漁港の保全に支障を及ぼさないこと。

(平一九農水令五六・追加、平三一農水令三一・一部改正、令五農水令六四・旧第十一条の五繰下・一部改正)

(公正な手続を確保するための措置)

第二十五條 漁港管理者は、第二十三条第一項の規定による申請書の提出があつたときは、次に掲げる事項について公告し、当該申請書(公表することが不適切であると漁港管理者が認める部分を除く。第三項において同じ。))を当該公告の日から一週間以上の期間公衆の縦覧に供しなければならない。

- 一 申請者の氏名又は名称
- 二 第二十三条第一項第二号から第五号までに掲げる事項の概要
- 三 縦覧期間及び縦覧場所

四 意見書の提出方法、提出期限の日時及び提出先

五 前各号に掲げるもののほか、漁港管理者が必要と認める事項

2 前項の規定による公告は、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公衆の閲覧に供して行うとともに、公報又は掲示により行うものとする。

3 第一項の規定による公告があつたときは、当該漁港の適正な運営の確保の見地からの意見を有する者は、同項の縦覧期間満了の日までの間に、当該申請書について、漁港管理者に意見書を提出することができる。

(平一九農水令五六・追加、令五農水令六四・旧第十一条の六繰下・一部改正)

(認定の公表)

第二十六条 漁港管理者は、法第三十七条の二第二項に規定する認定をしたときは、速やかに、次に掲げる事項を公表しなければならない。

一 当該認定を受けた者(以下「事業者」という。)の氏名又は名称

二 第二十三条第一項第二号から第五号までに掲げる事項の概要

三 前条第一項第三号に掲げる事項及び同条第三項に規定する意見書の処理の経過

四 認定の理由

五 前各号に掲げるもののほか、漁港管理者が必要と認める事項

(平一九農水令五六・追加、令五農水令六四・旧第十一条の七繰下・一部改正)

(特定漁港施設貸付契約の内容)

第二十七条 国又は地方公共団体は、法第三十七条の二第四項の規定により特定漁港施設を貸し付けるときは、事業者との間で次に掲げる内容を含む貸付契約を締結しなければならない。

一 国又は地方公共団体は、事業者が法第三十七条の二第八項に規定する認定の取消しを受けたときは、当該貸付契約を解除すること。

二 国又は地方公共団体は、事業者が第二十四条各号に掲げる基準に適合しなくなつたと認めるとき、事業者が法令若しくは当該貸付契約に違反したと認めるとき又は特定漁港施設の運営の事業の実施に関し不正の行為があつたと認めるときは、当該貸付契約を解除することができること。

三 事業者は、国又は地方公共団体が特定漁港施設の運営の事業の適正かつ確実な遂行を確保するため必要があると認めた場合においてその必要な限度で質問をし若しくは報告を求め又は帳簿書類その他の物件を調査しようとするときは、これに応じなければならないこと。

四 事業者は、貸し付けられた特定漁港施設を第三者に転貸し、又はこれに係る賃借権を譲渡してはならないこと。

五 事業者は、貸し付けられた特定漁港施設に自己の権原により附属させた物を担保として提供しようとするときは、国又は地方公共団体の承諾を得なければならないこと。

六 事業者は、国又は地方公共団体が公益上やむを得ない必要が生じた場合において貸し付けた特定漁港施設を事業者以外の者の利用に供すべきことを求めたときは、これに応じなければならないこと。

(平一九農水令五六・追加、令五農水令六四・旧第十一条の八繰下・一部改正)

(認定の取消し)

第二十八条 漁港管理者は、法第三十七条の二第八項に規定する認定の取消しを行つたときは、速やかに、当該認定の取消しに係る事業者の氏名又は名称及び当該認定の取消しの理由を公表しなければならない。

(平一九農水令五六・追加、令五農水令六四・旧第十一条の九繰下)

(漁港の水域又は公共空地における工作物の建設等の許可申請等)

第二十九条 法第三十九条第一項の規定に基づき工作物の建設等の許可を受けようとする場合には、申請書(別記第七号様式)を当該漁港の漁港管理者に提出しなければならない。

2 法第三十九条第四項の規定に基づく工作物の建設等についての協議は、協議書(別記第八号様式)を当該漁港の漁港管理者に提出してするものとする。

(昭四七農令四二・昭五三農令四九・昭六〇農水令三〇・平一二農水令五・一部改正、平一三農水令三

二・旧第十一条繰下・一部改正、平一九農水令五六・一部改正、令五農水令六四・旧第十二条繰下)

(漁港の水域又は公共空地における行為で許可を要しないもの)

第三十条 法第三十九条第一項ただし書の農林水産省令で定める軽易な行為は、次に掲げる行為とする。

一 通常の管理行為

二 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

(昭四七農令四二・追加、昭五三農令四九・一部改正、平一三農水令三二・旧第十二条繰下・一部改正、令五農水令六四・旧第十三条繰下)

(漁港の保全上支障のある行為を禁止する区域の指定等の公示)

第三十一条 法第三十九条第六項の規定による区域の指定の公示は、当該区域の指定が同条第五項第二号又は第三号のいずれかの規定に関するものであるかを明らかにし、当該区域を明示して、公報又は新聞紙に掲載するほか、当該指定に係る区域又はその周辺の見やすい場所に掲示して行うとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公衆の閲覧に供して行うものとする。

2 [法第三十九条第六項](#)の規定による物件の指定の公示は、公報又は新聞紙に掲載するほか、当該指定に係る区域又はその周辺の見やすい場所に掲示して行くとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公衆の閲覧に供して行ふものとする。

3 [前二項](#)の公示は、当該公示に係る指定の適用の日の十日前までに行わなければならない。ただし、緊急に当該指定の適用を行わなければ漁港の保全上重大な支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りではない。

(平一三農水令三二・追加、令五農水令六四・旧第十四条繰下・一部改正)

(保管した工作物等一覧簿の様式)

第三十二条 [令第二十二條第二項](#)の農林水産省令で定める様式は、[別記第九号様式](#)のとおりとする。

(平一三農水令三二・追加、平一九農水令五六・一部改正、令五農水令六四・旧第十五条繰下)

(競争入札における揭示事項等)

第三十三条 [令第二十五條第一項](#)及び[第二項](#)の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 当該競争入札の執行を担当する職員の職及び氏名
- 二 当該競争入札の執行の日時及び場所
- 三 契約事項の概要
- 四 その他漁港管理者が必要と認める事項

(平一三農水令三二・追加、令五農水令六四・旧第十六条繰下)

(工作物等の返還に係る受領書の様式)

第三十四条 [令第二十六條](#)の農林水産省令で定める様式は、[別記第十号様式](#)のとおりとする。

(平一三農水令三二・追加、平一九農水令五六・一部改正、令五農水令六四・旧第十七条繰下)

(土砂採取料及び占用料の基準)

第三十五条 [法第三十九条の五第一項](#)に規定する土砂採取料又は占用料は、土砂採取又は占用の目的及び態様に応じて公正妥当なものとなることを旨として、近傍類地における土砂採取料又は近傍類地の地代等を考慮して定めるものとする。

(昭四七農令四二・追加、平一三農水令三二・旧第十三条繰下・一部改正、令五農水令六四・旧第十八条繰下)

(活用推進計画の軽微な変更)

第三十六条 [法第四十一條第七項](#)の農林水産省令で定める軽微な変更は、地域の名称の変更又は地番の変更に伴う変更とする。

(令五農水令六四・追加)

(実施計画の認定に係る申請手続)

第三十七条 [法第四十二條第一項](#)の規定により実施計画の認定を受けようとする者は、実施計画に次に掲げる書類を添付して漁港管理者に提出しなければならない。

- 一 申請者の住民票の写し又は登記事項証明書
- 二 活用事業施設の設置を行う場合にあつては、次に掲げる書類
 - イ 活用事業施設の平面図、縦断面図、横断面図、構造図その他の当該施設の構造を示す図面
 - ロ 実施計画に[法第四十二條第四項第一号](#)に掲げる事項を定める場合にあつては、漁港施設の形質の変更の内容を明らかにする図面
 - ハ 実施計画に[法第四十二條第四項第二号](#)に掲げる事項を定める場合にあつては、工作物の建設若しくは改良(水面又は土地の占用を伴うものを除く。)又は土地の掘削若しくは盛土をしようとする漁港の区域内の水域又は公共空地の場所を示す図面
- 三 漁港施設等活用事業の実施に資する業績及び資格を明らかにする資料
- 四 漁港施設等活用事業の実施に必要な資金の調達の相手方並びに当該相手方ごとのおおむねの調達額及びその調達方法を記載した書類
- 五 その他必要な書類

2 [法第五十條第一項各号](#)に掲げる事項が定められた実施計画の認定を受けようとする場合には、[前項各号](#)に掲げる書類のほか、申請者が[法第五十一條各号](#)のいずれにも該当しないことを誓約する書面を添付しなければならない。

(令五農水令六四・追加)

(実施計画の認定に係る公正な手続を確保するための措置)

第三十八条 漁港管理者は、[法第四十二條第一項](#)の規定による実施計画の認定の申請があつたときは、次に掲げる事項について公告し、当該実施計画(公表することが不適切であると漁港管理者が認める部分を除く。[第三項](#)において同じ。)を当該公告の日から一週間以上の期間公衆の縦覧に供しなければならない。

- 一 申請者の氏名又は名称
- 二 [法第四十二條第二項第一号](#)から[第五号](#)までに掲げる事項及び[法第五十條第一号](#)から[第五号](#)までに掲げる事項の概要
- 三 縦覧期間及び縦覧場所

四 意見書の提出方法、提出期限の日時及び提出先

五 前各号に掲げるもののほか、漁港管理者が必要と認める事項

2 前項の規定による公告は、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公衆の閲覧に供して行うとともに、公報又は掲示により行うものとする。

3 第一項の規定による公告があつたときは、当該漁港の適正な維持管理の確保及びその活用の促進の見地からの意見を有する者は、同項の縦覧期間満了の日までの間に、当該実施計画について、漁港管理者に意見書を提出することができる。

(令五農水令六四・追加)

(実施計画の認定の公表)

第三十九条 法第四十三条第三項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 前条第一項第三号に掲げる事項及び同条第三項に規定する意見書の処理の経過

二 認定の理由

三 前二号に掲げるもののほか、漁港管理者が必要と認める事項

(令五農水令六四・追加)

(実施計画の軽微な変更)

第四十条 法第四十三条第四項の農林水産省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 地域の名称の変更又は地番の変更に伴う変更

二 法第四十二条第二項第四号に掲げる事項及び法第五十条第一項第四号に掲げる事項の変更のうち活用事業施設の追加若しくは廃止、種類の変更、規模に関する大幅な変更又は配置に関する大幅な変更以外の変更

三 法第四十二条第二項第六号に掲げる事項及び法第五十条第一項第六号に掲げる事項の変更

四 法第五十七条第三項の規定による更新に基づく法第五十条第一項第三号に掲げる事項の変更

(令五農水令六四・追加)

(実施計画に係る行政財産である漁港施設の貸付契約の内容)

第四十一条 国又は地方公共団体は、法第四十四条第一項の規定により漁港施設を貸し付けるときは、認定計画実施者との間で次に掲げる内容を含む貸付契約を締結しなければならない。

一 国又は地方公共団体は、認定計画実施者が法第四十五条第二項の規定による認定の取消しを受けたときは、当該貸付契約を解除すること。

二 国又は地方公共団体は、認定計画実施者が法令若しくは当該貸付契約に違反したと認めるとき又は漁港施設等活用事業の実施に関し不正の行為があつたと認めるときは、当該貸付契約を解除することができること。

三 認定計画実施者は、国又は地方公共団体が漁港施設等活用事業の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めた場合においてその必要な限度で質問をし若しくは報告を求め又は帳簿書類その他の物件を調査しようとするときは、これに応じなければならないこと。

四 認定計画実施者は、貸し付けられた漁港施設を第三者に転貸し、又はこれに係る賃借権を譲渡してはならないこと。ただし、認定計画実施者が、貸し付けられた漁港施設の一部を第三者に転貸することについて国又は地方公共団体の承諾を得たときは、この限りでないこと。

五 認定計画実施者は、貸し付けられた漁港施設に自己の権原により附属させた物を担保として提供しようとするときは、国又は地方公共団体の承諾を得なければならないこと。

六 認定計画実施者は、国又は地方公共団体が公益上やむを得ない必要が生じた場合において貸し付けた漁港施設を認定計画実施者以外の者の利用に供すべきことを求めたときは、これに応じなければならないこと。

(令五農水令六四・追加)

(漁港水面施設運営権の設定に係る通知)

第四十二条 漁港管理者は、法第五十二条第一項の規定により漁港水面施設運営権を設定したときは、遅滞なく、漁港水面施設運営権の設定を受けた認定計画実施者に対し、同条第二項各号に掲げる事項を通知しなければならない。

(令五農水令六四・追加)

(漁港水面施設運営権の移転の許可に係る申請手続)

第四十三条 法第五十五条第二項の規定により漁港水面施設運営権の移転の許可を受けようとする者は、申請書(別記第十一号様式)に次に掲げる書類を添付して漁港管理者に提出しなければならない。

一 申請者の住民票の写し又は登記事項証明書

二 申請者が法第五十一条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

三 移転を受けようとする漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業の実施に資する業績及び資格を明らかにする資料

四 移転を受けようとする漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業の実施に必要な資金の調達の相手方並びに当該相手方ごとのおおむねの調達額及びその調達方法を記載した書類

五 その他必要な書類

(令五農水令六四・追加)

(漁港水面施設運営権の移転の許可に係る公正な手続を確保するための措置)

第四十四条 漁港管理者は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、次に掲げる事項について公告し、移転前の漁港水面施設運営権者が認定を受けた実施計画のうち法第五十条第一項第一号から第五号までに掲げる事項に係る部分及び当該申請書(公表することが不適切であると漁港管理者が認める部分を除く。第三項において同じ。)を当該公告の日から一週間以上の期間公衆の縦覧に供しなければならない。

- 一 申請者の氏名又は名称
 - 二 移転前の漁港水面施設運営権者が認定を受けた実施計画のうち法第五十条第一項第一号から第五号までに掲げる事項に係る部分の概要
 - 三 縦覧期間及び縦覧場所
 - 四 意見書の提出方法、提出期限の日時及び提出先
 - 五 前各号に掲げるもののほか、漁港管理者が必要と認める事項
- 2 前項の規定による公告は、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公衆の閲覧に供して行うとともに、公報又は掲示により行うものとする。
- 3 第一項の規定による公告があつたときは、当該漁港の適正な維持管理の確保及びその活用の促進の見地からの意見を有する者は、同項の縦覧期間満了の日までの間に、当該申請書について、漁港管理者に意見書を提出することができる。

(令五農水令六四・追加)

(漁港水面施設運営権の移転の許可の公表)

第四十五条 法第五十五条第六項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 前条第一項第三号に掲げる事項及び同条第三項に規定する意見書の処理の経過
- 二 許可の理由
- 三 前二号に掲げるもののほか、漁港管理者が必要と認める事項

(令五農水令六四・追加)

(漁港水面施設運営権の存続期間の更新に係る申請手続)

第四十六条 法第五十七条第二項の規定により漁港水面施設運営権の存続期間の更新を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を漁港管理者に提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名又は名称
 - 二 法第五十二条第二項各号に掲げる事項
 - 三 漁港水面施設運営権の存続期間の更新を受けようとする期間
 - 四 その他漁港管理者が必要と認める事項
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 申請者が法第五十一条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面
 - 二 従前の存続期間における漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業の実績を説明する書面

(令五農水令六四・追加)

(漁港水面施設運営権の存続期間の更新に係る通知)

第四十七条 漁港管理者は、法第五十七条第三項の規定により漁港水面施設運営権の存続期間の更新をしたときは、遅滞なく、漁港水面施設運営権の存続期間の更新を受けた者に対し、更新後の存続期間を通知しなければならない。

(令五農水令六四・追加)

(漁港協力団体として指定することができる法人に準ずる団体)

第四十八条 法第六十一条第一項の農林水産省令で定める団体は、法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとする。

(令五農水令六四・追加)

(漁港協力団体の指定)

第四十九条 法第六十一条第一項の規定による指定は、法第六十二条各号に掲げる業務を行う漁港の区域を明らかにしてするものとする。

(令五農水令六四・追加)

(漁港施設とみなされる施設の報告)

第五十条 法第六十六条第二項の規定により漁港施設とみなされる施設の指定の報告をしようとする場合には、次に掲げる事項を記載した報告書を農林水産大臣に提出しなければならない。

- 一 報告者の名称
 - 二 指定した施設の所在地
 - 三 指定した施設の種類、名称及び構造
 - 四 指定した施設の所有者及び管理者
 - 五 法第六十六条第一項の規定により聴取した関係地方公共団体の意見
- 2 前項の報告書には、指定した施設の所在地を示す図面及び当該施設の指定に関し参考となる資料を添付するものとする。

(令五農水令六四・追加)

附 則

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 漁港法施行規則(昭和二十五年農林省令第八十五号)は、廃止する。

附 則 (昭和三一年九月三日農林省令第四七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三二年一二月一日農林省令第五二号) 抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三五年四月一日農林省令第一二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三六年四月二一日農林省令第一七号)

この省令は、公布の日から施行し、昭和三十六年度の漁港修築事業から適用する。

附 則 (昭和四〇年三月三一日農林省令第一二号)

この省令は、昭和四十年四月一日から施行し、昭和四十年年度の漁港修築事業から適用する。

附 則 (昭和四四年三月二六日農林省令第一三号) 抄

1 この省令は、昭和四十四年四月一日から施行する。

附 則 (昭和四七年六月二六日農林省令第四二号)

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の際現に漁港法第三十九条第一項の規定によりしている許可の申請については、なお従前の例による。

附 則 (昭和五〇年一月一〇日農林省令第一号)

1 この省令は、昭和五十年四月一日から施行する。

2 昭和四十八年度以前の漁港修築事業に係る事業実績の報告に関しては、この省令の施行後も、なお従前の例による。

附 則 (昭和五三年七月五日農林省令第四九号) 抄

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五四年一二月二五日農林水産省令第五五号)

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行前にした漁港修築計画の軽微な変更については、なお従前の例による。

附 則 (昭和五七年三月三〇日農林水産省令第六号)

1 この省令は、昭和五十七年四月一日から施行する。

2 昭和五十六年度以前の漁港修築事業に係る漁港修築計画の軽微な変更の基準に関しては、この省令の施行後も、なお従前の例による。

附 則 (昭和六〇年四月三〇日農林水産省令第一三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六〇年七月一二日農林水産省令第三〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六〇年一〇月一二日農林水産省令第四六号)

この省令は、地方公共団体の事務に係る国の関与等の整理、合理化等に関する法律(昭和六十年法律第九十号)附則第一条第四号に定める日(昭和六十年十月十二日)から施行する。

附 則 (昭和六二年九月四日農林水産省令第三二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年六月六日農林水産省令第二七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三年五月二一日農林水産省令第二三号)

この省令は、公布の日から施行し、改正後の第八条の二第二号ロの規定は、平成三年度の漁港修築事業から適用する。

附 則 (平成一二年一月三一日農林水産省令第五号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一三年二月一日農林水産省令第三二号)

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成一四年四月一日農林水産省令第三五号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(漁港修築計画に関する基準を定める省令の廃止)

第二条 漁港修築計画に関する基準を定める省令(平成十二年農林水産省令第七号)は、廃止する。

附 則（平成一七年六月三〇日農林水産省令第七九号）
この省令は、平成十七年十一月一日から施行する。

附 則（平成一九年五月一日農林水産省令第五〇号）
（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の漁港漁場整備法施行規則別記第四号様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の漁港漁場整備法施行規則別記第四号様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式により調製した用紙は、この省令の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成一九年五月三〇日農林水産省令第五六号）
（施行期日）

第一条 この省令は、漁港漁場整備法及び後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第六十一号)附則第一条ただし書の規定の施行の日から施行する。ただし、第一条の四の改正規定、第一条の五の改正規定、第一条の八の改正規定及び別記第四号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

（施行の日＝平成一九年八月一五日）

（農林水産省関係構造改革特別区域法施行規則の廃止）

第二条 農林水産省関係構造改革特別区域法施行規則(平成十五年農林水産省令第二十八号)は、廃止する。

附 則（平成二三年五月二日農林水産省令第二九号）

この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成二三年五月二日）

附 則（平成二九年三月三十一日農林水産省令第二六号）

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則（平成三一年三月二九日農林水産省令第三一号）

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（令和元年五月七日農林水産省令第一号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和元年六月二七日農林水産省令第一〇号）

（施行期日）

第一条 この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和二年一二月二一日農林水産省令第八三号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和四年三月二五日農林水産省令第二一号）

この省令は、令和四年四月一日から施行する。

附 則（令和五年一二月二八日農林水産省令第六四号）

（施行期日）

第一条 この省令は、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行の日(令和六年四月一日)から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和六年三月二九日農林水産省令第二一号)

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

別記

第1号様式(第3条、第10条関係)

(平14農水令35・全改、令元農水令1・令5農水令64・一部改正)

第1号様式(第3条、第10条関係)

特定漁港漁場整備事業計画書

1 目的

目的	

2 施行に係る区域及び工事に関する事項

(1) 区域に関する事項

イ 区域名

区域名	
-----	--

ロ 所在地等

都道府県名		関係市町村名	
地域指定			
整備対象漁港名		整備対象漁場名	

備考

- 1 地域指定欄には、「離島振興法」、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」、「山村振興法」、「過疎地域自立促進特別措置法」、「半島振興法」、「豪雪地帯対策特別措置法」、「特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律」、「奄美群島振興開発特別措置法」、「沖縄振興開発特別措置法」及び「自然公園法」に基づく地域又は区域の指定の状況を記載すること。
- 2 整備対象漁港名欄及び整備対象漁場名欄には、整備対象漁港又は整備対象漁場が複数ある場合には、このすべての名称を記載すること。漁業法第8条に規定する共同漁業権が設定されている水域及びこれに隣接する水域において漁場のみを整備する特定漁港漁場整備事業にあつては、整備対象漁場と密接に関連する原則として同一市町村内の漁港及び港湾名をすべて整備対象漁場名の欄に下段()書で記載すること。
- 3 関係市町村名欄には、整備対象漁港が所在する市町村名、又は整備対象漁場と密接に関連する漁港等が所在する市町村名を記載すること。

ハ 位置図

位置図	
写真等	

備考

- 1 整備対象漁港及び整備対象漁場全体の位置関係が分かる図とすること。
- 2 当該区域(漁港等)の全体写真及び整備の必要性を示す写真等を添付し、各写真には撮影時期、撮影されている場所及び説明を記載すること。
 - ニ 当該区域の水産業に係る現況、課題及び整備方針

当該区域の水産業に係る現況、課題及び整備方針

ホ 整備対象漁港及び整備対象漁場の現況及び将来見通し
(現況) (年 月現在)

整備対象漁港名	属地陸揚量 トン	属地陸揚金額 百万円	属人漁獲量 トン
	登録漁船隻数 隻	利用漁船隻数 隻	漁船以外利用船舶 隻数
	主な漁業種類	主な魚種	
整備対象漁場全体	受益戸数(受益者数) 戸 (人)	登録漁船隻数 漁港名又は港湾名 漁港(又は港) 隻 総数 隻	

- 備考
- 1 整備対象漁港名欄には漁港名及び漁港種類を記載すること。また、当該区域で複数の漁港の整備を行う場合には、適宜欄を追加し漁港ごとに港勢を記載すること。
 - 2 属地陸揚量欄及び属地陸揚金額欄には、当該漁港に一年間に陸揚げされた水産物の数量及び陸揚げ金額を記載すること。
 - 3 属人漁獲量欄には、当該漁港地区内に居住する漁業者の一年間の総漁獲量を記載すること(他の漁港等に陸揚げした数量を含む。)
 - 4 登録漁船隻数欄には、当該年における当該漁港が所在する市町村を主たる根拠地として登録している漁船のうち、当該漁港地区内に居住している者が所有又は使用する漁船で、漁船法による登録を受けた漁船及び同法の適用外の1トン未満の無動力漁船の数を記載すること。
 - 5 利用漁船隻数欄には、当該漁港を一年間に利用した漁船の実隻数を記載すること。
 - 6 漁船以外利用船舶隻数には、当該漁港を一年間に利用した漁船以外の船舶の実隻数を記載すること。
 - 7 整備対象漁場全体欄には、漁業法第6条に規定する共同漁業権の設定されている区域及びこれに隣接する水域において、漁場のみを整備する特定漁港漁場整備事業にあつては、2(1)ホの整備対象漁場名欄に下段()書で記載した漁港及び港湾の登録漁船隻数を列挙した上で、総計を記載すること。なお、複数の漁場の整備を行う場合であつてもまとめて記載すること。

(将来見通し) (目標年：令和 年)

整備対象漁港名	属地陸揚量 トン	属地陸揚金額 百万円	
	登録漁船隻数 隻	利用漁船隻数 隻	漁船以外利用船舶 隻数
整備対象漁場全体	受益戸数(受益者数) 戸 (人)	登録漁船隻数 漁港名又は港湾名 漁港(又は港) 隻 総数 隻	
将来見通しの考え方			

--

備考

- 1 上記現況の表に記載した各数値について、目標年における予測値をそれぞれ記載すること。
- 2 目標年は、概ね10年後を目途に設定することが望ましい。
- 3 将来見通しの考え方欄には、目標年における予測値の算定の考え方を各項目ごとに記載すること。

(2) 工事に関する事項

イ 主要施設の種類、規模及び配置等
(漁港施設)

都道府県名	整備対象漁港名	漁港種類	所管	事業主体名	漁港管理者名
計画施設	計画工事種目		単位	計画数量	備考

備考

- 1 複数の漁港の整備を行う区域については、適宜表を追加し、各漁港ごとに記載すること。
- 2 所管欄には、本土、北海道、離島、沖縄又は奄美の別を記載すること。
- 3 計画工事種目欄には、改良、補修する施設にあつては、計画工事種目名の次に「(改良)」、「(補修)」を記載すること。
- 4 備考欄には、新設する施設にあつては「新設」と記載し、改良、補修する施設にあつては築造年度を記載すること。
- 5 藻場形成機能又は海水交換機能を有する施設、副次的に養殖場や畜養水面が形成される施設又は耐震構造の施設については、備考欄にその機能と漁場等の創出面積を記載すること。

(漁場の施設等)

都道府県名	整備対象漁場名	所管	事業主体名	関係市町村名	対象生物
計画施設等	計画工事種目	単位	計画数量		備考

備考

- 1 異なる場所で漁場の施設等整備を行う場合については、適宜表を追加し、各場所ごとに記載すること。
- 2 計画施設等欄には、魚礁漁場、増殖場又は養殖場等を記載すること。
- 3 計画数量については、漁場開発面積(ha)又は漁場保全面積(ha)を記載すること。ただし、魚礁施設にあつては、漁場開発面積(ha)又は空 m^3 を記載すること。

ロ 工事の着手及び完了の予定時期

着手予定年度	令和 年度	完了予定年度	令和 年度
--------	------------	--------	------------

ハ 計画平面図

計画平面図	

備考

漁港施設及び漁場の施設等の計画内容が表示されている図面とすること。漁場の施設等については、計画造成範囲(当該事業を実施する予定の範囲をいう。)を記載すること。

3 事業費に関する事項

計画事業費	(百万円)
-------	-------

4 効果に関する事項

1. 主要な水産施策別の事業効果			
2. 地域に与える影響			
3. 費用対効果分析結果			
社会的割引率	%	投資期間	令和 年～ 年
現在価値化の基準年度	年	施設の耐用年数	年
貨幣化による分析結果			
貨幣化した効果項目			
総便益額B	百万円		
総費用額C	百万円		
費用便益比率(B／C)			
参考	純現在価値：(B－C) 百万円		
	内部収益率：(IRR) %		
4. 事業の定量的・定性的効果(貨幣化が困難な効果)			

備考

1 費用対効果分析その他の手法により、事業効果を測定・把握した上で、その内容を記載すること。

- 2 事業効果は可能な限り貨幣化するものとする。ただし、貨幣化が困難な場合にあつては、可能な限り定量化するものとし、更に定量化も困難な場合にあつては、定性的な記述を行うこと。

5 環境との調和に関する事項

環境との調和に関する事項

6 他の水産業に関する施設との関係に関する事項

施設名	施設規模・内容	本事業との関係	備考

備考

- 1 漁港漁場整備事業の事業効果が十分に発現されるために必要な、当該事業に関連する流通加工施設その他水産業に関する施設の現況及び整備の予定を記載すること。
- なお、当該計画の中で、漁港施設用地の整備を計画している場合には、当該用地を敷地とすることを想定している主な施設名を記載すること。
- 2 施設規模欄には、面積、棟数、箇所数等を記載すること。
- 3 備考欄には、施設整備が予定される年次、事業主体等について記載すること。

第2号様式（第7条、第10条関係）

特定漁港漁場整備事業計画変更書

1 変更理由

変更理由	
------	--

備考

計画変更の理由及び漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則第6条に規定する特定漁港漁場整備事業計画の軽微な変更の基準に該当しない変更事項を記載すること。

2 変更後の目的

目的	
----	--

3 変更後の施行に係る区域及び工事に関する事項

（1）変更後の区域に関する事項

イ 区域名

区域名	
-----	--

ロ 所在地等

都道府県名		関係市町村名	
地域指定			
整備対象漁港名		整備対象漁場名	

備考

- 1 別記第1号様式に準じて記載すること。
- 2 変更箇所については、変更前の記載事項を上段（ ）書とすること。

ハ 変更後の位置図

位置図	
-----	--

写真等	

備考
位置図については、変更後のものを記載し、写真等については追加すべき写真等があれば添付すること。

ニ 当該区域の水産業に係る現況、課題及び整備方針

当該区域の水産業に係る現況、課題及び整備方針	

備考
変更の経緯を踏まえた記述とすること。

ホ 整備対象漁港及び整備対象漁場の現況及び将来見通し
(変更時の現況) (令和 年 月現在)

整備対象漁 港名	属地陸揚量 トン	属地陸揚金額 百万円	属人漁獲量 トン
	登録漁船隻数 隻	利用漁船隻数 隻	漁船以外利用船舶隻数 隻
	主な漁業種類		主な魚種
整備対象漁 場全体	受益戸数（受益者数） 戸		登録漁船隻数
	(人)		漁港名又は港湾名 漁港（又は港） 隻
			総数 隻

備考
1 別記第1号様式に準じて記載すること。
2 変更前の現況の値を上段（ ）書すること。

(将来見通し) (目標年：令和 年)

整備対象漁 港名	属地陸揚量 トン	属地陸揚金額 百万円	
	登録漁船隻数 隻	利用漁船隻数 隻	漁船以外利用船舶隻数 隻
整備対象漁 場全体	受益戸数（受益者数） 戸		登録漁船隻数
			漁港名又は港湾名 漁港（又は港） 隻

	(人)	総数	隻
将来見通しの考え方			

備考

- 再推定を行う際、目標年は計画当初の概ね10年後を目途に設定することが望ましい。
- 変更前の将来見通しを上段() 書すること。
- 将来見通しの考え方欄には、変更後の推定方法等を記載し、推定方法に変更があればその理由も記載すること。

(2) 変更後の工事に関する事項

イ 主要施設の種類、規模及び配置等

(漁港施設)

都道府県名	整備対象漁港名	漁港種類	所管	事業主体名		漁港管理者名
計画施設	計画工事種目	変更前の計画数量		年月第 回変更		備考
		単位	計画数量	単位	計画数量	

備考

計画施設、計画工事種目ごとの計画数量及びその単位については、変更前後の値を記載するものとし、その他の欄については、別記第1号様式に準じて変更後の内容を記載すること。

(漁場の施設等)

都道府県名	整備対象漁場名	所管	事業主体名	関係市町村名	対象生物	
計画施設等	計画工事種目	変更前の計画数量		年月第 回変更		備考
		単位	計画数量	単位	計画数量	

備考

計画施設等、計画工事種目ごとの計画数量及びその単位については、変更前後の値を記載するものとし、その他の欄については、別記第1号様式に準じて変更後の内容を記載すること。

ロ 工事の着手及び完了の予定時期

着手（予定）年度	令和	年度	完了予定年度	令和	年度
----------	----	----	--------	----	----

備考

変更前の値を上段（ ）書で記載すること。

ハ 計画平面図

計画平面図	
-------	--

備考

別記第1号様式に準じて、計画の変更箇所が分かるよう、記載すること。

4 変更後の事業費に関する事項

	変更前の計画事業費	年月第 回変更
計画事業費	(百万円)	(百万円)

5 変更後の効果に関する事項

1. 主要な水産施策別の事業効果	
2. 地域に与える影響	
3. 費用対効果分析結果	
社会的割引率 %	投資期間 令和 年～ 年
現在価値化の基準年度 令和 年	施設の耐用年数 年

貨幣化による分析結果		
	変更前の分析結果	年月第 回変更
貨幣化した効果項目		
総便益額B	百万円	百万円
総費用額C	百万円	百万円
費用便益比率(B/C)		
参考	純現在価値：(B-C) 百万円	純現在価値：(B-C) 百万円
	内部収益率（IRR） %	内部収益率（IRR） %
4. 事業の定量的・定性的効果（貨幣化が困難な効果）		

備考

- 1 別記第1号様式に準じて、変更後の内容を記載すること。
- 2 貨幣化による分析結果については、変更前後の内容を記載すること。

6 変更後の環境との調和に関する事項

環境との調和に関する事項	

備考

変更後の内容を記載すること。

7 変更後の他の水産業に関する施設との関係に関する事項

施設名	施設規模・内容	本事業との関係	備考

備考

別記第1号様式に準じて、変更後の内容を記載すること。

第3号様式(第9条関係)

特定漁港漁場整備事業の廃止又は施行の停止届出書

1 届出の区分

区 分	区 域 名

備考

区分欄については、事業を全部廃止する場合は「全部廃止」、一部廃止する場合は「一部廃止」、全部停止する場合は「全部停止」、一部停止する場合は「一部停止」と記載すること。

2 廃止又は施行の停止の理由

3 当該事業及びその関連事業の進捗状況に関する事項
(漁港施設)

(単位：百万円)

都道府 県名	整備対象漁港名		漁港種類		所管	事業主体名		漁港管理者名	
計画施設	計画工事種目	計画数量			事業実施済み数量			届出 の対 象	
		単位	計画数量	計画事業費	単位	事業実施済み数量	事業実施済み事業費		

備考

- 複数の漁港の整備を行う区域については、適宜表を追加し、各漁港ごとに記載すること。
- 届出の対象欄は、廃止又は施行の停止の対象となる計画工事種目について、その旨を記載すること。
(漁場の施設等)

(単位：百万円)

都道府 県名	整備対象漁場名		所管	事業主体名	関係市町村 名	対 象 生 物		
計 画 施 設	計画工 事種目	計 画 数 量			事業実施済み数量			届 出 の 対 象
		単位	計 画 数 量	計 画 事 業 費	単位	事業実施 済み数量	事業実施 済み事業 費	

備考

- 異なる場所で漁場の施設等整備を行う区域については、適宜表を追加し、各漁場ごとに記載すること。

2 届出の対象欄は、廃止又は施行の停止の対象となる計画工事種目について、その旨を記載すること。

(関連事業による施設整備の進捗状況)

施 設 名	施設の規模と内容	施 設 の 進 捗 状 況

4 事業実施済み箇所の機能の発揮に関する事項

事業実施済み箇所の機能の発揮の様子	備 考

備考

備考欄には、事業に着手した施設の今後の使われ方を記載すること。

5 廃止又は施行を停止したことによる影響に関する事項

影 響 の 内 容	備 考

備考

備考欄には、関係者との調整状況について記載すること。

6 今後の課題と対応に関する事項

7 事業の再開に関する事項

備考

事業の施行の停止をする場合に記載することとし、事業の再開予定期日を記載すること。

第4号様式(第12条関係)

(用紙の大きさは、縦60ミリメートル、横85ミリメートルとする。)

(イ) 法第19条の2第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定による証票の場合

(表面)

第	号			
令和	年	月	日	交付
漁港及び漁場の整備等に関する法律第19条の2第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定による証票				
写 真				
職 名				
氏 名				
生年月日				

(裏面)

漁港及び漁場の整備等に関する法律(抄)	
第19条の2 地方公共団体又は国は、第17条第1項又は前条第1項の規定により特定漁港漁場整備事業を施行しようとする場合において、特定漁港漁場整備事業計画を定めるために必要があるときは、5日前にその所有者又は占有者に通知して、他人の土地又は水面に立ち入り、測量又は検査をすることができる。	
2	前項の規定による立ち入りをする者は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。
3	(略)
4	前3項の規定は、第17条第10項又は前条第4項の規定による特定漁港漁場整備事業計画の変更をしようとする場合について準用する。

(ロ) 法第19条の3第3項において準用する法第19条の2第2項(法第19条の3第6項において準用する法第19条の2第4項において準用する場合を含む。)の規定による証票の場合

(表面)

第	号			
令和	年	月	日	交付
漁港及び漁場の整備等に関する法律第19条の3第3項において準用する同法第19条の2第2項(同法第19条の3第6項において準用する同法第19条の2第4項において準用する場合を含む。)の規定による証票				
写 真				

職 名
氏 名
生年月日

(裏面)

漁港及び漁場の整備等に関する法律(抄)

第19条の2 地方公共団体又は国は、第17条第1項又は前条第1項の規定により特定漁港漁場整備事業を施行しようとする場合において、特定漁港漁場整備事業計画を定めるために必要があるときは、5日前にその所有者又は占有者に通知して、他人の土地又は水面に立ち入り、測量又は検査をすることができる。

2 前項の規定による立ち入りをする者は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。

3 (略)

4 前3項の規定は、第17条第10項又は前条第4項の規定による特定漁港漁場整備事業計画の変更をしようとする場合について準用する。

第19条の3 (略)

2 (略)

3 第1項の規定による特定漁港漁場整備事業計画の作成については、第17条第2項から第5項まで及び前条第1項から第3項までの規定を準用する。(後段略)

4・5 (略)

6 前項の規定による特定漁港漁場整備事業計画の変更(軽微な変更を除く。)については、第17条第3項から第5項まで及び前条第4項の規定を準用する。(ただし書略)

7～10 (略)

(ハ) 法第24条第2項の規定による証票の場合

(表面)

第 号

令和 年 月 日交付

漁港及び漁場の整備等に関する法律第24条第2項の規定による証票

写 真

職 名
氏 名
生年月日

(裏面)

漁港及び漁場の整備等に関する法律(抄)

第24条 特定漁港漁場整備事業の施行者は、特定漁港漁場整備事業の施行のために必要がある場合には、5日前にその所有者又は占有者に通知して、他人の土地若しくは水面に立ち入り、又はこれらを一時材料置場として使用することができる。この場合において、水産業協同組合の施行に係るときには、立ち入り、若しくは使用すべき土地若しくは水面の区域又は使用の期間を定めて、あらかじめ、農林水産大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の規定による立ち入りをする者は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。

3 (略)

(二) 法第36条第1項において準用する法第24条第2項の規定による証票の場合

(表面)

第 号

令和 年 月 日交付

漁港及び漁場の整備等に関する法律第36条第1項において準用する同法第24条第2項の規定による証票

写 真

職 名

氏 名

生年月日

(裏面)

漁港及び漁場の整備等に関する法律(抄)

第24条 特定漁港漁場整備事業の施行者は、特定漁港漁場整備事業の施行のために必要がある場合には、5日前にその所有者又は占有者に通知して、他人の土地若しくは水面に立ち入り、又はこれらを一時材料置場として使用することができる。この場合において、水産業協同組合の施行に係るときには、立ち入り、若しくは使用すべき土地若しくは水面の区域又は使用の期間を定めて、あらかじめ、農林水産大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の規定による立ち入りをする者は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。

3 (略)

第36条 第24条の規定は、漁港の維持管理のために必要がある場合に準用する。

2・3 (略)

(ホ) 法第67条第3項の規定による証票の場合

(表面)

第	号
令和	年 月 日交付
漁港及び漁場の整備等に関する法律第67条第3項の規定による証票	
写 真	
職 名	
氏 名	
生年月日	

(裏面)

漁港及び漁場の整備等に関する法律(抄)
第67条 市町村長、都道府県知事又は農林水産大臣は、第6条の規定により漁港の区域を定め、又はこれを変更するために必要があると認める場合には、漁港関係者若しくはその組織する団体に対し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は5日前にその所有者若しくは占有者に通知して、他人の土地若しくは水面に立ち入り、測量若しくは検査をすることができる。
2 農林水産大臣は、必要があると認める場合には、漁港管理者に対し、その職務の執行に関して必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、事業場、事務所その他の場所に立ち入り、質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
3 前2項の規定による立ち入り、測量、検査又は質問をする者は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。
4 (略)
第72条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。
一〜三 (略)
四 第67条第2項の規定による職員の立ち入り、測量又は検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。
漁港及び漁場の整備等に関する法律施行令(抄)
第29条 次に掲げる農林水産大臣の権限に属する事務は、法第69条の規定により都道府県知事(第1号に掲げる事務のうち、第1種漁港(その所在地が一の市町村の区域内にあり、かつ、その漁港管理者が当該市町村であるものに限る。))に係るものについては、市町村長が行うこととする。
一〜四 (略)
五 第1種漁港及び第2種漁港(それぞれ、その所在地が二以上の都道府県にわたるものを除く。))についての法第67条第2項の規定による報告若しくは資料の提出の要求、立ち入り、質問又は検査(当該漁港の漁港管理者が都道府県である場合を除く。)
2〜4 (略)

第5号様式(第17条関係)

(平17農水令79・全改、令元農水令10・令5農水令64・一部改正)

第5号様式(第17条関係)

入 出 港 届
GENERAL DECLARATION

		☐ 到 着 Arrival	☐ 出 発 Departure
1. 船舶の名称、種類及び信号符号 Name, Type and Call Sign of ship		2. 到着港／出発港 Port of arrival/ departure	3. 到着日時／出発日時 Date-time of arrival /departure
4. 船舶の国籍 Nationality of ship	5. 船長の氏名 Name of Master	6. 前寄港地／次寄港地 Port arrived from/ Port of destination	
7. 船籍港、登録年月日*及び船舶番号 Certificate of registry(Port; Date*; Number)		8. 船舶の代理人の氏名又は名称及び住所 Name and address of ship's agent	
9. 総トン数 Gross tonnage	10. 純トン数 Net tonnage	船舶の運航者の氏名又は名称及び住所 Name and address of ship's Operator	
11. 港における船舶の位置(停泊地) Position of the ship in the port(berth or station)			
12. 航海に関する簡潔な細目(寄港地及び寄港予定地。積載されたままの貨物が荷揚げされる予定の港に下線を付す。) Brief particulars of voyage(previous and subsequent ports of call; underline where remaining cargo will be discharged)			
13. 貨物に関する簡潔な記述 Brief description of the cargo			
14. 乗組員の数(船長を含む。) Number of crew(incl. master)	15. 旅客の数 Number of passengers	16. 備 考 Remarks	
添付書類の枚数* Attached document * (Indicate number of copies)			
17. 積荷目録 Cargo Declaration	18. 船用品目録 Ship's Stores Declaration		
19. 乗組員名簿 Crew List	20. 旅客名簿 Passenger List	21. 日付及び船長又は委任を受けた代理人若しくは船舶の職員による署名 Date and signature by master, authorized agent or officer	
22. 乗組員携帯品申告書 Crew's Effects Declaration	23. 検疫申告書 Maritime Declaration of Health		

当局記入欄 For official use 24. 内航船舶 ☐

(注) 1 ※の付されている項目については、記入不要。
2 傷病者を緊急の治療のために上陸させる目的で寄港し、直ちに出发する意図を有する船舶については、8. 欄のうち「船舶の運航者の氏名又は名称及び住所」の記入不要。
3 24. 欄には、内航船舶に該当する場合のみチェックを付すこと。

Note 1 It is not necessary to fill in the item marked “※”
2 With regard to ships calling at ports in order to put ashore sick or injured persons for emergency medical treatment and intending to leave again immediately, it is not necessary to fill in “Name and address of ship's Operator” of the column “8”

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

第6号様式(第23条関係)
(令5農水令64・全改)

特定漁港施設の運営の事業認定申請書

年 月 日

〇〇漁港漁港管理者

代表者 氏名 殿

氏名又は名称及び法人にあつては
その代表者の氏名

漁港及び漁場の整備等に関する法律第37条の2第1項の規定に基づき、特定漁港施設の運営の事業を実施するための認定を受けたいので、漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則第23条第1項及び第2項の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 特定漁港施設の運営の事業の名称

名 称 〇〇漁港〇〇地区〇〇事業

2 特定漁港施設の運営の事業の内容

2—1 特定漁港施設の運営の事業の概要

2—2 特定漁港施設の運営の事業の実施場所(別紙位置図のとおり)

2—3 特定漁港施設の運営の事業の実施時期

事業開始の予定期日 年 月 日

事業終了の予定期日 年 月 日

3 貸付けを受けようとする特定漁港施設の内容

3—1 名称、規模及び構造

特定漁港施設名	規 模	構 造	摘 要

3—2 配置図(別紙平面図のとおり)

3—3 貸付けを受けようとする期間

年 月 日 ～ 年 月 日

3—4 利用形態

3—5 貸付けを受けようとする特定漁港施設に対し現状の変更を行う場合については、その変更内容(工事概要)

4 特定漁港施設の運営の事業の実施が特定漁港施設の機能の高度化に特に資するものである理由及びその参考資料

4—1 理由

4—2 上記理由の参考資料

5 特定漁港施設の運営の事業の実施に資する業績及び資格

6 資金計画

6—1 資金計画の概要

第7号様式（第29条関係）

漁港の区域内における行為についての許可申請書

番 号
年 月 日

漁港管理者 代表者 氏 名 殿

申請者 住 所
氏名又は名称

下記のとおり漁港の区域内の水域（公共空地）において を行いたいのので、漁港及び
漁場の整備等に関する法律第39条第1項の規定により、許可の申請をする。

記

- 1 漁港名
- 2 許可を受けようとする理由
- 3 許可を受けようとする行為の内容
 - (1) 種類
 - (2) 目的
 - (3) 期間
 - (4) 場所
 - (5) 面積
 - (6) 数量
 - (7) 方法

備考

イ 種類欄には、工作物の建設又は改良、土砂の採取、土地に掘削又は盛土、汚水の放流又は汚物の放棄、水面又は土地の占用の別を記載すること。

ロ 数量欄は、工作物の建設若しくは改良又は水面若しくは公共空地の占有の場合には記載しなくてもよい。

なお、汚水の放流の場合には、汚水の水質及び濃度ごとの数量、汚物の放棄の場合には、汚物の種類ごとの数量を記載すること。

ハ 方法欄には、請負、委託等の方法により許可を受けた行為を行う場合に、請負人（予定者）、受託者（予定者）等の氏名又は名称及び住所を記載すること。

第8号様式（第29条関係）

（令5農水令64・全改）

第8号様式（第29条関係）

漁港の区域内における行為についての協議書

番 号
年 月 日

漁港管理者 代表者 氏 名 殿

協議をする者 住 所
氏名又は名称

下記のとおり漁港の区域内の水域（公共空地）において を行いたいので、漁港及び
漁場の整備等に関する法律第39条第4項の規定により、協議する。

記

- 1 漁港名
- 2 協議をしようとする理由
- 3 協議をしようとする行為の内容
 - (1) 種類
 - (2) 目的
 - (3) 期間
 - (4) 場所
 - (5) 面積
 - (6) 数量
 - (7) 方法

備考

種類、数量、方法の各欄には、第7号様式の相当欄の記載事項に準じて記載すること。

第9号様式（第32条関係）

（平13農水令32・追加、平19農水令56・旧第8号様式繰下、令5農水令64・一部改正）

第9号様式(第32条関係)

保 管 し た 工 作 物 等 一 覧 簿								
整理 番号	保管した工作物等			保 管 し た 工 作 物 等 が 放 置 さ れ て い た 場 所	除 却 し た 年 月 日 時	保 管 を 始 め た 年 月 日 時	保管の 場 所	備考
	名称又 は種類	形状又 は特徴	数 量					

第10号様式(第34条関係)
(平13農水令32・追加、平19農水令56・旧第9号様式繰下、令元農水令10・令2農水令83・令5農水令64・一部改正)

第10号様式(第34条関係)

受領書		年 月 日
殿		返還を受けた者 住 所 ふりがな 氏 名
下記のとおり工作物等(現金)の返還を受けました。		
返 還 を 受 け た 日 時		
返 還 を 受 け た 場 所		
返還を受けた 工作物等	整 理 番 号	
	名称又は種類	
	形状又は特徴	
	数 量	
(返還を受けた金額)		

備考 用紙は、日本産業規格A4の寸法のものとする。

第11号様式(第43条関係)
(令5農水令64・追加)

漁港水面施設運営権の移転に係る申請書

年 月 日

〇〇漁港漁港管理者

代表者 氏名 殿

氏名又は名称及び法人にあつては

その代表者の氏名

漁港及び漁場の整備等に関する法律第 55 条第 2 項の規定に基づき、漁港水面施設運営権の移転を受けるための許可を受けたいので、漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則第 43 条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 移転を受けようとする漁港水面施設運営権に係る漁港水面施設運営権者の氏名又は名称
- 2 移転を受けようとする漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業の内容及びその実施期間
 - 2－1 漁港施設等活用事業の内容
 - 2－2 漁港施設等活用事業の実施期間
年 月 日 ～ 年 月 日
- 3 移転を受けようとする漁港水面施設運営権の水域
- 4 移転を受けようとする漁港水面施設運営権の存続期間
年 月 日 ～ 年 月 日
- 5 移転を受けようとする漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業に関する資金計画及び収支計画
 - 5－1 資金計画及び収支計画の概要
 - 5－2 資金計画及び収支計画の参考資料
- 6 その他必要な事項
- 7 添付書類の目録

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

2 上記 3 について、移転を受けようとする漁港水面施設運営権の水域の所在市町村名及び漁港名並びに面積を記載するほか、当該水域の場所を示す図面を添付すること。

3 上記 6 について、漁港水面施設運営権の移転を受ける理由についても記載すること。